

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年10月12日(2006.10.12)

【公表番号】特表2006-505612(P2006-505612A)

【公表日】平成18年2月16日(2006.2.16)

【年通号数】公開・登録公報2006-007

【出願番号】特願2004-551517(P2004-551517)

【国際特許分類】

A 6 1 K	6/06	(2006.01)
A 6 1 C	5/08	(2006.01)
A 6 1 K	6/083	(2006.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 K	31/085	(2006.01)
A 6 1 K	31/60	(2006.01)
A 6 1 K	47/02	(2006.01)
A 6 1 P	1/02	(2006.01)
A 6 1 P	25/04	(2006.01)
C 0 9 K	3/00	(2006.01)
A 6 1 C	13/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	6/06	A
A 6 1 C	5/08	
A 6 1 K	6/083	5 0 0
A 6 1 K	9/06	
A 6 1 K	31/085	
A 6 1 K	31/60	
A 6 1 K	47/02	
A 6 1 P	1/02	
A 6 1 P	25/04	
C 0 9 K	3/00	1 0 3 F
A 6 1 C	13/00	C

【手続補正書】

【提出日】平成18年8月28日(2006.8.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

最初は別々になっている少なくとも2つの部分を含み、前記部分を互いに混合すると、最初は変形可能でヒトの歯に置くのに適する混合歯科用仮セメントを形成し、時間が経つにつれて硬化する複数部分組成物であり、この複数部分組成物が、

最初は別々になっている部分の少なくとも1つに含まれる少なくとも1種のポリカルボン酸と、

前記ポリカルボン酸を含有していない、前記の最初は別々になっている部分の別の少なくとも1つに含まれている少なくとも1種のイオン浸出成分と、

前記の最初は別々になっている部分の少なくとも1つに、混合歯科用仮セメントによっ

て引き起こされる歯の感受性が、鎮静剤なしで前記歯科用セメントによって引き起こされるであろう歯の感受性よりも低減されるような量で含まれる少なくとも1種の有機化合物を含む少なくとも1種の鎮静剤と、

前記の最初は別々になっている部分の少なくとも1つに含まれる任意選択の水とを含むことを特徴とする組成物。

【請求項2】

前記ポリカルボン酸はポリアクリル酸を含むことを特徴とする請求項1に記載の複数部分組成物。

【請求項3】

前記ポリカルボン酸は、前記混合歯科用仮セメントの約5重量%から約50重量%の濃度を有することを特徴とする請求項1に記載の複数部分組成物。

【請求項4】

前記ポリカルボン酸は、前記混合歯科用仮セメントの約10重量%から約40重量%の濃度を有することを特徴とする請求項1に記載の複数部分組成物。

【請求項5】

前記ポリカルボン酸は、前記混合歯科用仮セメントの約15重量%から約35重量%の濃度を有することを特徴とする請求項1に記載の複数部分組成物。

【請求項6】

前記イオン浸出剤は金属酸化物またはアルミニケイ酸塩ガラスの少なくとも1種を含むことを特徴とする請求項1に記載の複数部分組成物。

【請求項7】

前記イオン浸出剤は酸化亜鉛を含むことを特徴とする請求項6に記載の複数部分組成物。

【請求項8】

前記イオン浸出剤は、アルカリ土類金属酸化物、遷移金属酸化物、またはアルカリ土類金属アルミニケイ酸塩ガラスの少なくとも1種を含むことを特徴とする請求項6に記載の複数部分組成物。

【請求項9】

前記イオン浸出剤は、前記混合歯科用仮セメントの約2重量%から約50重量%の濃度を有することを特徴とする請求項1に記載の複数部分組成物。

【請求項10】

前記イオン浸出剤は、前記混合歯科用仮セメントの約5重量%から約35重量%の濃度を有することを特徴とする請求項1に記載の複数部分組成物。

【請求項11】

前記イオン浸出剤は、前記混合歯科用仮セメントの約10重量%から約30重量%の濃度を有することを特徴とする請求項1に記載の複数部分組成物。

【請求項12】

前記鎮静剤は、2-エトキシ安息香酸、2-メチル-4-メチルフェノール、オイゲノール、トール油、ロジン、またはパインゴムの少なくとも1種を含むことを特徴とする請求項1に記載の複数部分組成物。

【請求項13】

前記の最初は別々になっている部分の少なくとも1つに、脱感受性効果をもたらすために鎮静剤に加えて硝酸カリウムをさらに含むことを特徴とする請求項1に記載の複数部分組成物。

【請求項14】

前記鎮静剤は、前記混合歯科用仮セメントの約0.05重量%から約25重量%の濃度を有することを特徴とする請求項1に記載の複数部分組成物。

【請求項15】

前記鎮静剤は、前記混合歯科用仮セメントの約1重量%から約20重量%の濃度を有することを特徴とする請求項1に記載の複数部分組成物。

【請求項 1 6】

前記鎮静剤は、前記混合歯科用仮セメントの約3重量%から約15重量%の濃度を有することを特徴とする請求項1に記載の複数部分組成物。

【請求項 1 7】

前記の最初は別々になっている部分の少なくとも1つに含まれる少なくとも1種の糖または糖誘導体をさらに含むことを特徴とする請求項1に記載の複数部分組成物。

【請求項 1 8】

前記の糖または糖誘導体は、五炭素の糖もしくは六炭素の糖または誘導体の少なくとも1種を含むことを特徴とする請求項17に記載の複数部分組成物。

【請求項 1 9】

前記の糖または糖誘導体の化学式はC₆H₁₄O₆であることを特徴とする請求項17に記載の複数部分組成物。

【請求項 2 0】

前記の糖または糖誘導体はソルビトールを含むことを特徴とする請求項17に記載の複数部分組成物。

【請求項 2 1】

前記の糖または糖誘導体はマンニトールまたはガラクトールのうちの少なくとも1つを含むことを特徴とする請求項17に記載の複数部分組成物。

【請求項 2 2】

前記の糖または糖誘導体は、前記混合歯科用仮セメントの約0.5重量%から約35重量%の濃度を有することを特徴とする請求項17に記載の複数部分組成物。

【請求項 2 3】

前記の最初は別々になっている部分の一方に含まれる少なくとも1種の増粘剤をさらに含むことを特徴とする請求項1に記載の複数部分組成物。

【請求項 2 4】

前記の増粘剤は、ヒュームドシリカ、ヒュームド酸化アルミニウム、コロイドシリカ、または沈降シリカのうちの少なくとも1種を含むことを特徴とする請求項23に記載の複数部分組成物。

【請求項 2 5】

前記の増粘剤は、前記混合歯科用仮セメントの約1重量%から約40重量%の濃度を有することを特徴とする請求項23に記載の複数部分組成物。

【請求項 2 6】

複数部分組成物が、前記混合歯科用仮セメントの約5重量%から約35重量%の濃度を有する水を含むことを特徴とする請求項1に記載の複数部分組成物。

【請求項 2 7】

複数部分組成物が、前記混合歯科用仮セメントの約10重量%から約30重量%の濃度を有する水を含むことを特徴とする請求項1に記載の複数部分組成物。

【請求項 2 8】

シリジンと請求項1の複数部分組成物とを含む歯科修復システムであって、前記複数部分組成物の最初は別々になっている各部分は、前記シリジンの対応するシリジンの胴部に含まれていることを特徴とする歯科修復システム。

【請求項 2 9】

複数胴部のシリジンと請求項1の複数部分組成物とを含む歯科修復システムであって、前記ポリカルボン酸を含有する前記の最初は別々になっている部分は、前記複数胴部のシリジンの第1の胴部に含まれ、前記イオン浸出剤を含有する前記の最初は別々になっている部分は、前記複数胴部のシリジンの第2の胴部に含まれていることを特徴とする歯科修復システム。

【請求項 3 0】

前記の最初は別々になっている部分の少なくとも1つは、前記の最初は別々になっている部分の別の少なくとも1つと異なる色を有することを特徴とする請求項1に記載の複数

部分組成物。

【請求項 3 1】

ヒトの歯に歯科補綴物を一時的に結合するためのボンディングシステムであって、少なくとも 1 種のポリカルボン酸、少なくとも 1 種の鎮静剤、および水を含み、前記鎮静剤が少なくとも 1 種の有機化合物を含む第 1 の組成物と、少なくとも 1 種のイオン浸出剤、糖または糖誘導体の少なくとも 1 種、および水を含む第 2 の組成物と

を含み、

前記第 1 の組成物と第 2 の組成物は、混合されると、最初は変形可能でヒトの歯に置くのに適する歯科用仮セメントを形成し、時間が経つにつれて硬化して、歯科補綴物を歯に一時的に結合し、

前記鎮静剤は、前記歯科用仮セメントによって引き起こされる歯の感受性が、前記鎮静剤なしで前記歯科用セメントによって引き起こされるであろう歯の感受性よりも低減されるような量で含まれていることを特徴とするボンディングシステム。

【請求項 3 2】

ヒトの歯の一時的な修復に使用するためのキットであって、

(a) 少なくとも 1 種の仮歯科補綴物と、

(b) 少なくとも 2 種の最初は別々になっている部分を含み、前記部分が混合されると、最初は変形可能でヒトの歯に置くのに適する混合歯科用仮セメントを形成し、時間が経つにつれて硬化する少なくとも 1 種の複数部分組成物であり、

最初は別々になっている部分の少なくとも 1 つに含まれる少なくとも 1 種のポリカルボン酸、

前記ポリカルボン酸を含有していない、前記の最初は別々になっている部分の少なくとも 1 つに含まれている少なくとも 1 種のイオン浸出成分、

混合歯科用仮セメントによって引き起こされる歯の感受性が、鎮静剤なしで前記歯科用セメントによって引き起こされるであろう歯の感受性よりも低減されるような量で、前記の最初は別々になっている部分の少なくとも 1 つに含まれる少なくとも 1 種の鎮静剤であって、この鎮静剤が少なくとも 1 種の有機化合物を含むもの、および

前記の最初は別々になっている部分の少なくとも 1 つに含まれる任意選択の水を含む複数部分組成物と

を含むことを特徴とするキット。

【請求項 3 3】

前記複数部分組成物の最初は別々になっている部分の少なくとも 1 つが装入される少なくとも 1 本のシリンジをさらに含むことを特徴とする請求項 3 2 に記載のキット。

【請求項 3 4】

前記の最初は別々になっている部分の混合を容易にするために使用することのできる少なくとも 1 種の混合デバイスをさらに含むことを特徴とする請求項 3 2 に記載のキット。

【請求項 3 5】

前記の混合歯科用仮セメントを歯に適用するのに使用することのできる少なくとも 1 種のアプリケータをさらに含むことを特徴とする請求項 3 2 に記載のキット。

【請求項 3 6】

歯または歯肉の痛みの少なくとも一方の処置に適する局所麻酔剤組成物をさらに含むことを特徴とする請求項 3 2 に記載のキット。

【請求項 3 7】

前記鎮痛剤は、2-エトキシ安息香酸、2-メチル-4-メチルフェノール、オイゲノール、トール油、ロジン、またはパインゴムのうちの少なくとも 1 種を含むことを特徴とする請求項 3 2 に記載のキット。

【請求項 3 8】

ヒトの歯を修復する方法であって、

(a) ポリカルボン酸、イオン浸出剤、鎮静剤、および水を混合して、最初は変形可能

でヒトの歯に置くのに適し、時間が経つにつれて硬化する歯科用仮セメントを形成し、前記鎮静剤が、歯科用仮セメントによって引き起こされる歯の感受性が、鎮静剤なしで前記歯科用セメントによって引き起こされるであろう歯の感受性よりも低減されるような量で含まれており、

前記鎮静剤は少なくとも1種の有機化合物を含むステップと、
(b) 前記歯科用仮セメント組成物の少なくとも一部を歯の表面に置くステップと、
(c) 前記歯科用仮セメントを硬化させるステップと
を含むことを特徴とする方法。

【請求項39】

前記歯科用仮セメントの少なくとも一部の上に、前記歯科用仮セメントが硬化する前に歯科補綴物を置き、前記歯科用仮セメントが前記ヒトの歯に前記歯科補綴物を結合するステップをさらに含むことを特徴とする請求項38に記載の方法。

【請求項40】

前記歯科補綴物を取り外すステップをさらに含むことを特徴とする請求項38に記載の方法。

【請求項41】

前記歯科用仮セメントの少なくとも一部を除去し、前記歯に永久ボンディング剤を適用するステップをさらに含むことを特徴とする請求項39に記載の方法。

【請求項42】

前記永久ボンディング剤の少なくとも一部の上に永久歯科補綴物を置くステップをさらに含むことを特徴とする請求項40に記載の方法。